

## 新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください

申告会場では新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のため次のことにご協力ください。

### ①入場時の検温の実施

次の場合は入場をお断りします。

- 発熱
- 咳など風邪の症状
- 検温を拒否する

### ②マスクの着用、手指消毒

### ③少人数での来場

介助を要するなどの理由で複数名でお越しになる場合も、最小限の人数でお越しください。

## 混雑緩和にご協力を！

午前、午後とも受付開始直後が混雑します。混雑緩和のため、できるだけ地区指定日にお越しください。(指定日に体調がすぐれない人は、申告期間中の別日にお越しください)。

混雑具合によっては長時間お待たせすることもありますのであらかじめご了承ください。



# 令和4年分住民税(町県民税)・所得税申告

町での申告受付は、2月16日(木)～3月14日(火)です。窓口は混雑しますので、時間に余裕をもって申告してください。

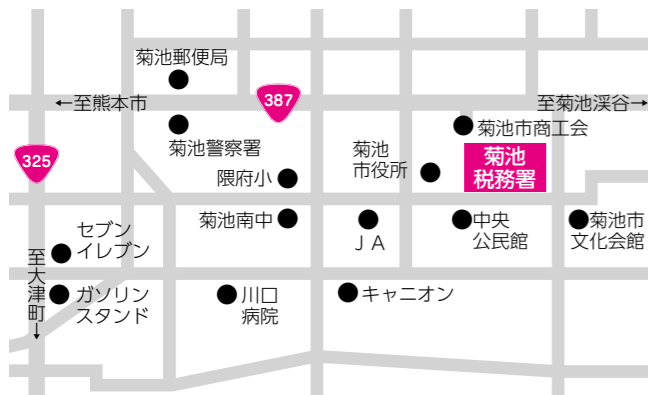
申告をしないと所得証明などの発行、国民健康保険税の軽減判定や介護保険料の正しい計算ができませんので、必ず申告してください。

☎ 住民税：税務課 住民税係 ☎(232)4911

☎ 所得税：菊池税務署 代表 ☎0968(25)2121 音声案内「0」



### ◆菊池税務署周辺地図



**◆菊池税務署で申告するときは**  
※所得税のみ(住民税申告できません)

**◆場所** 菊池税務署

**◆期間** 2月16日(木)～3月15日(水)  
※(土)(祝)を除く

**◆午前9時～午後4時**

**◆会場内でもスマホ申告**  
菊池税務署の申告会場では申告する人のスマホにより申告書の作成、送信を行います。

**◆入場には「入場整理券」が必要**  
混雑緩和のため、会場への入場には、「入場整理券」が必要です。入場整理券は当日配布しますが、LINEによる事前発行も可能です。配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。

### スマートフォンからの申告方法

- ①国税庁ホームページにアクセス
- ②提出方法を選択
- ③画面に従って金額などを入力  
(スマホのカメラで源泉徴収票を撮影すると自動入力できます)
- ④送信



詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。



**◆自宅からパソコン、スマートフォンで申告**  
※所得税のみ(住民税申告できません)

自宅のパソコンやスマホで所得税の確定申告書を作成し、e-Taxで申告できます。来場せずに申告できますので、ご利用ください。

利用するには、事前に「マイナンバーカードの取得」または「税務署で本人確認を行った後に発行されるIDとパスワード」が必要です。また、国税庁ホームページから確定申告を作成し、郵送で提出することもできます。

## 国民健康保険税の減免ができる場合があります

### ◆対象世帯

- ①新型コロナウイルス感染症により世帯主が死亡または重とくな傷病を負った世帯
  - ②新型コロナウイルス感染症により世帯主の収入減が見込まれ、次の全てに該当する世帯
    - (1)減少額が前年の3割以上
    - (2)前年の所得の合計額が1千万円以下
    - (3)減少が見込まれる所得以外の前年所得の合計額が400万円以下
- ※令和3年中の所得が0円以下の人は対象外です。

### ◆減免の対象期間

令和4年度分の国民健康保険税であって、令和4年4月1日～令和5年3月31日までの間に納期限が設定されているもの。

### ◆申請方法

3月31日までに税務課に郵送または税務課窓口まで書類を提出してください。

なお、いかなる理由があろうと申請期限を過ぎての受付は行いません。詳しくは町ホームページをご覧ください。



町ホームページ

### 町で受け付けることができない申告

- 次の申告は税務署で申告してください。
- 住宅借入金特別控除(1回目)申告
  - 土地、建物、株式の譲渡所得
  - 配当、FX取引、先物取引の所得
  - 仮想通貨の申告
  - 青色申告
  - 雑損控除

### 年金所得がある人

- 公的年金などの収入金額の合計が400万円以下
  - 公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下
- 両方に該当する場合、確定申告は不要ですが、医療費や生命保険料の控除を受ける場合は申告が必要な場合があります。

## 申告に必要なもの

### 利用者識別番号の事前取得のお願い

申告会場で受け付けた確定申告は電子データにより税務署へ送信します。電子データで送信するには、利用者識別番号の取得が必要となりますので、未取得の場合は事前取得をお願いします。

e-Taxホームページから「開始届出書」を作成することで取得できます。



e-Taxホームページ

### ◆収入、経費関係

- 給与や公的年金の源泉徴収票、支払調書(原本)
- 農業、営業、不動産などの収入がある人は収支内訳書

### ◆控除関係

- 社会保険料控除証明書
- 生命保険などの控除証明書(介護保険、地震保険、個人年金など)
- 医療費控除の明細書、セルフメディケーション関係の書類(事前に作成した医療費控除の明細書または医療費控除関係書類は整理、計算された状態でお持ちください)

### ◆その他

- マイナンバーカード(持っていない場合は「マイナンバー分かる書類」と「運転免許証など身元確認書類」)
- 本人の口座が分かる通帳など
- 利用者識別番号が記載された税務署のお知らせはがき

